

まちづくりにつなげよう

第1節 各生活圏域の特性の発揮(再掲)

(第2章第4節(P40～P41)を参照)

● ……………要旨

地域福祉への取り組みは、各地区の住民がその必要性を実感することから始まります。

これからは、ふだんから地域課題について大いに語り合い、地域を知ることを通して、徐々に地域福祉への気運を高めていくとともに、地域福祉活動への合意形成に努めていきます。

その過程の中から、住民主体による地域福祉が、住民主体によるまちづくり、住民自治に発展していくこととなります。



災害時要援護者といわれる高齢者や障害者、妊産婦などの安心・安全の確保は、
ふだんから心がけておかないと対応できない大変重要な問題です。

第2節

災害時要援護者の安全確保

大正12年に発生した関東大震災当時の被害状況について、現在の地域防災計画ではその冒頭で次のように記述しています。

「大正12年に発生した関東大震災においては、豊岡・東金子・宮寺で記録が残っており、3村で当時1,927戸のうち、全壊14棟、半壊31棟、けが人は1人でした。

被害は小さいように思われるが、全半壊戸数の割合を見ると2.33%となり、単純に現在の建物総数から約1,000棟以上が何らかの被害を受けることが予想される。」

地震や風水害などの大規模災害を机上でどんなに語ったとしても、実際あった被害の記録に勝る説得力を持つことはできません。それが大規模災害の恐ろしさ、怖さであるといえます。本節で取り上げる災害時要援護者といわれる高齢者や障害者、妊産婦などの安心・安全の確保は、ふだんから心がけておかないと対応できない大変重要な問題です。

大規模災害が明日にも起こることとして捉えられるのか、あるいは否か。そこには、穏やかな時代に住み慣れてしまった私達が忘れてしまいがちな自然災害の脅威が存在します。



 **今までは…**

平成20年度で第30回を迎えた防災訓練には、市内121の自治会や自主防災会が参加し、地域の実情に即した訓練が行われています。また、平成15年には、首都圏八都府市合同防災訓練の会場市となり、防災意識の高まりが加速されました。

各会場では、初期消火、応急手当、安否確認、避難誘導などさまざまなメニューが組み込まれ、老若男女の参加を得て実施されています。その中で、災害時要援護者といわれる一人暮らしの高齢者世帯などの安否確認訓練や避難誘導訓練については、各自治会や自主防災会が持つ情報に基づき実施されています。

また、外国籍市民の参加を促すため、英語、中国語、スペイン語での防災広報にも取り組んでいます。

災害時要援護者と個人情報保護との関係は…

災害時要援護者への対応については、個人情報の保護の観点から、そのあり方についてさまざまな議論が展開されています。

● ……実際に大規模災害が発生した場合

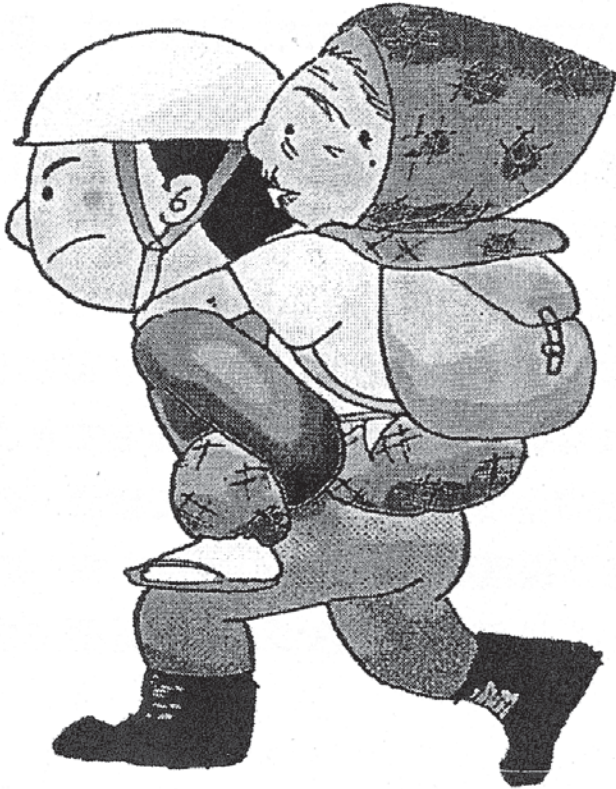
入間市個人情報保護条例では、行政が保有する個人情報であっても、「人の生命、身体、健康又は財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき」は、個人情報の収集などの目的の範囲を超えた利用（目的外利用）が可能であるとしています。

● ……災害や緊急時に備えた平常時

第2編第4章第4節（P17）では、個人情報が住民から見えないところで使われる場合には、あらかじめ「本人の同意」を得ることが条件とされていることについて述べています。

この同意を得る方法については、手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式があり、現在、各自治体で検討を進めている段階にあります。

災害時要援護者との日常の接点を多く持ち、いざというときの
確認手段の選択肢を増やしていく地区の仕組みづくりが重要です。



■ これからは…

大規模災害発生時と平常時の対応については、いずれも行政内部で検討を進めている段階であり、今後も関係機関などとの調整を図り、できる限り早い段階で具体的な対応策を提示していく必要があります。

大規模災害発生時の対応については、地区の代表者に大量の個人情報伝えられます。そして、災害対応に目処が立った段階で個人情報を行政に戻すこととなります。その間の地区内での情報の管理、個人情報の安全性の担保など大きな問題を含んでおり、一朝一夕に結論が見出せる課題ではありません。

平常時の対応についても、手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式のいずれかの方法を採用し市民に周知したとしても、ごく限られた市民の同意に終始している他市町村の現状もあり、実効性のある同意確認方法を模索している段階にあります。

また一方では、個人情報行政から地区に伝えたとしても、災害時要援護者の安否確認調査のベースにはなりません。必ずしも現実を反映した情報であるとは限りません。定期的な更新がなされないまま伝えられる可能性すらあります。最終的には、隣近所とのふだんの会話や交流の中で知る情報によって確認される部分が多くを占めます。

これからは、災害時要援護者との日常の接点を多く持ち、いざというときの確認手段の選択肢を増やしていく地区の仕組みづくりが重要です。

第3節

福祉の組織化と地域の組織化の連携

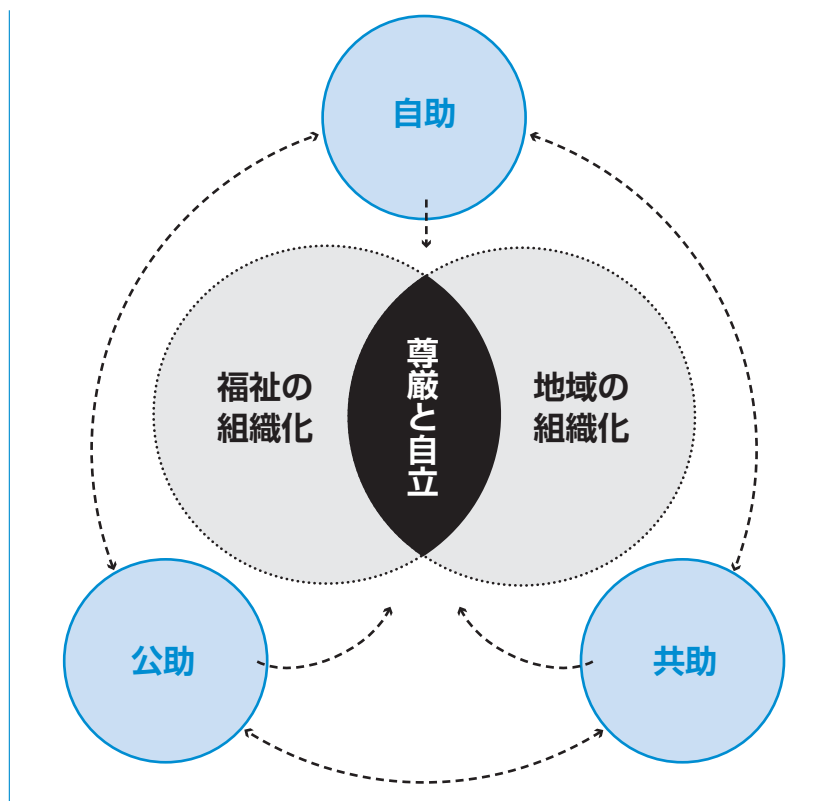
これからは…

地域福祉が必要とされる背景には、社会情勢や生活様式の変化、少子高齢社会の到来、人と人とのつながりの希薄化などさまざまな要因があるものと考えられます。

高齢化の問題一つ取り上げても、平成20年10月現在18%台の高齢化率が、平成28年には25%台に達すると第5次総合振興計画では

推計しています。4人に1人が65歳以上になる時代が到来し、そしてその数字は限りなく3人に1人に近づいていきます。将来のことには変わりありませんが、少なくとも、私たちは現実のこととして受け入れていかなければなりません。

前節で取り上げた大規模災害は明日にも起こる可能性があります。しかし、3人に1人が



4人に1人が65歳以上になり、そして3人に1人が65歳以上になる時代は、
確実に到来します。

65歳以上になる時代は、可能性の問題ではなく、確実に到来します。

そのように考えたとき、この計画の中で掲げた拠点施設の確保、地区社協の設置、保健・医療・福祉の連携などは、本市として緊急に取り組まなければならない重要な課題です。

第3編第1章では、保健・医療・福祉の連携を中心に「福祉の組織化」について取り上げました。そして第2章と第3章では、人と人とのつながりや福祉の担い手など「地域の組織化」について触れました。

左記の図は、この計画で記述したことをもつとも簡潔にしたものです。もとより、福祉の組織化と地域の組織化の根底にあるものは、自助・共助・公助であることはいうまでもありません。

本市がめざす地域福祉の展開は、福祉の組織化と地域の組織化を推進し、両者の連携を強めることにより、住民一人ひとりの尊厳を確保し、自立を支援していくことにあります。

第4節 住民が主体の地域づくり

これからは…

今後の地域福祉活動の展開に当たっては、地域の実情を一番知っている、そこに住む住民が主体となることが基本であり、行政は地域福祉計画をもとに支援していく立場にあります。

地域の中で起こった問題は地域の中で（早期に）解決策を見出していくとともに、地域の仕組みや政策を地域の中で話し合い、実践していくことが、この計画がめざすところの地域福祉です。

これからは、行政が敷いたルールに沿って歩む段階から、住民同士の協議の中から生まれたルールに沿って地域福祉を推進し、住民自治によるまちづくりに発展させていかなければなりません。

